

データベースの利用に関する取り決め

関西圏地盤情報協議会
関西圏地盤DB運営機構
平成17年4月

関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）が管理し、関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という）が運営する関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）は、以下の取り決め事項を遵守の上、利用していただきます。

1. 利用手続き

データベースは、KG-Aの所定の手続きに従って入会の申込みを行い、入会が許可されたDB利用会員（以下、「会員」という）のみが利用することができます。

会員のうち一般利用会員は、本取決めの内容を遵守する旨の「データベースの利用に関する誓約書」をKG-Aに提出しなければなりません。

2. 利用目的

データベースの利用は、学術的研究や防災、一般も含む建設事業の安全・効率化などの広い意味での公共の利益に寄与するものでなければなりません。

3. データ利用上の責任

データベースは、データ入力の品質確保に努めていますが完全なものではありません。また、原データの品質についても吟味が十分ではありません。データの信頼性については、データベースの多数のデータをもとに利用者の責任で判断してください。KG-C及びKG-Aは、一切の責任を負いません。

4. データベースの管理

データベースは、会員の責任において管理してください。適正な管理と利用がなされない場合は、利用権の取り消し（返却）を求める場合があります。この場合は、利用会費の返金はいたしません。

データベースは毎年度定期的に新しいデータの追加された新しいデータベースと交換します。

5. 不正使用、第三者への譲渡の禁止

データベースのデータの所有権は提供機関に帰属し、KG-Cはデータベースを管理・所有しています。よって、データベースをいかなる事由によっても無断で複製することを禁じます。

また、データベースは、会員以外の第三者に譲渡してはなりません。

6. 利用成果の公表

データベースを利用して得られた成果を公表する場合は、“関西圏地盤情報データベースを利用”した旨を公表物に明記してください。また、公表物をKG-Aに送付してください。

注) データの転売、営業、建築確認申請等における虚偽の利用等は、データ公開の趣旨に反する行為であり、データベースの利用目的としては認められません。